

令和6年 第3回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年3月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第3回会議議事録

1 開催日時 令和6年3月11日 午後1時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター

3 出席委員 19名

1番委員	櫛 渕 武 重	2番委員	近 藤 民 治	3番委員	内 海 博 光
4番委員	林 功	5番委員	片 野 羊 二	6番委員	青 柳 健 市
7番委員	鈴 木 保 雄	8番委員	中 島 博 恵	9番委員	須 藤 栄 寿
10番委員	阿 部 均 司	11番委員	藤 井 好 博	12番委員	庭 野 明
13番委員	阿 部 敏 男	14番委員	原 澤 幸 好	15番委員	原 澤 章
16番委員	田 村 隆 司	17番委員	高 橋 品 子	18番委員	戸 澤 奈実恵
19番委員	中 島 工 里				

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員

13番委員 阿 部 敏 男 14番委員 原 澤 幸 好

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 中 澤 聡 書記 伊 平 憲 幸 書記 我 妻 園 華

7 会議に附した事件

議案第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 9号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
議案第10号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

（1）農地法第18条第6項の規定による通知について
（2）令和6年度最適化活動の目標の設定（案）について

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

閉 会

議長 会長議長となり、議事録署名委員に、13番、阿部敏男委員、14番、原澤
幸好委員を指名し議事に入る。
これより議事に入りたいと思います。
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一括

で説明がございます。

事務局

1 ページをお開きください。
議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件6件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。
ただいま事務局より説明がございました番号1番より審議に入りたいと思います。
ここで担当地区の委員さんより調査報告をお願いいたします。

2番委員

お世話になります。2番、〇〇地区担当の近藤です。
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。
3月4日現地調査を行いました。申請地は〇〇より東へおおよそ600mのところでは、4日、〇〇さんに直接お会いして確認いたしました。当初の契約が満了して借受人と貸付人両方の方が更新したいということでした。農地の効率的利用は所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は330日です。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、水田また牧草などの耕作を計画されており、周辺の耕作は引き続きのため支障ありません。そのほかに懸案事項は特にございません。よろしく審議いただきますようお願いいたします。

議長

近藤委員、調査報告ありがとうございました。
報告をいただきました。ただいまの報告につきまして皆さんのほうからご意見ありましたらお願いいたします。
（「ありません」の声）
なしの声をいただきました。
議案第7号の1の案件は許可としてよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
異議がないので許可といたします。
続いて、議案第7号の2、3、4番、農地法第3条の規定による許可申請について、譲受人が同一のため一括して報告したいと担当委員のほうから申出があり、これを許したいと思います。よろしくお願いいたします。

2番委員

お世話になります。2番、〇〇区担当の近藤です。
農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。
3月4日現地調査を行いました。申請地は〇〇より東へおおよそ50mから100mのところでは、5日、代理人の〇〇さんに電話にて確認いたしました。譲渡人3人の方が相続により取得したが、自宅から遠く耕作するのができないため、譲受人の方が、兼業ですが従業員の手も借りながら耕作したいということでした。農地の効率的利用は所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認

でき、実行は確実と思われます。年間従事日数は１５０日で、水稻を耕作するには十分な日数と思われます。周辺の農地利用や地域計画実現への支障の有無は、水稻耕作を計画されており、周辺の耕作は水田のため支障はありません。そのほかに懸案事項等は特にございません。よろしく審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま近藤委員のほうから調査報告をいただきました。

皆様のほうからご意見、ご質疑ございましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

なければこれを許可することによろしいでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、議案第７号の２番、３番、４番の案件は許可といたします。

続きまして、番号５について担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

３番委員 ３番、〇〇担当の内海です。よろしくお願いいたします。

農地法第３条申請事案に関する調査報告を行います。

まず、場所ですけれども、〇〇から東に５００ｍぐらい行った場所になります、東です。３月３日、譲受人、〇〇さん立会いの下に現地の調査を行いました。もう既に２０年も前から農業、耕作をされているということで、〇〇さんが相続によって得ている土地を譲り渡したいということで、これを譲り受けることによって、〇〇さんの経営もさらに安定するという事で非常にいいことだと思いました。なお、本人はご夫婦で現在年間３００日ほどの専業農家で、各所有機械、労働力、農業技術、営農計画もしっかりされており、今後、このお宅で多分薬草等を中心に作られるということで、本人の現在所有の土地もすぐ隣にありますので、経営はますます安定していくというふうに見えています。なお、周辺の農地利用や地域計画への支障のほうは、今までずっと管理されてきているわけで問題は生じないと思います。その他懸案事項はありませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内海委員、報告ありがとうございました。

皆様のほうからご意見、ご質疑いただきたいと思います。

（「なし」の声）

なしのお声でございます。では、お諮りいたします。この案件も許可としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議案第７号の５の案件は許可といたします。

続きまして、議案第７号の６番について担当委員から調査報告をお願いいたします。

８番委員 ８番、〇〇地区担当の中島です。

農地法第３条による申請事案について報告します。

申請地は〇〇地区から〇〇方面に向かい、〇〇地区に入りましてすぐ右折、〇〇方面に５０ｍぐらい進んだところにあります。３月２日、現地確認し、譲受人に会いました。現地には簡易なまき小屋がありましたがまきを消費次第、

一部撤去、その後、農業用資材等に利用したいとのことでした。本案件は、譲受人、譲渡人は兄弟であり、相続により取得したのですが、弟が遠方のため管理できない、それゆえ、〇〇で農業を営む兄に譲渡したいということでした。農地法第3条による申請事案の調査については問題ありませんでした。その他懸案事項は見当たりませんでした。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして皆様のほうからご質疑、それからご意見ありましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

では、議案第7号の6の案件は許可としてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議案第7号の6の案件は許可といたします。

続きまして、審議に入りたいのですが、私の担当地区の案件が出ていますので、ここで原澤職務代理に交代をしたいと思います。

（議長から原澤職務代理へ交代）

職務代理

議長の方に案件があるということで、第8号議案から代わりを務めさせていただきます原澤です。よろしくお願いします。

それでは、議案第8号 農地法第5条の規程による許可申請について、事務局より一括説明があります。お願いします。

事務局

そうしましたら5ページをお開きください。

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より説明がありました。

議案第8号の1番について担当委員、櫛渕さんから調査結果の報告をお願いします。

1 番委員

1番、〇〇担当の櫛渕です。

農地法5条による申請事案でございます。申請地は〇〇橋から〇〇方面へ〇〇を通り越して、〇〇を通り越して、そうすると〇〇線の広場に出ます。その手前を左に〇〇川の方面に下ったところでございます。

先ほど事務局も説明がありましたように、〇〇地区の小学校3校が統合に向かつての工事に伴う残土置場に、令和8年3月30日までの一時転用ということで残土置場にしたいという案件でございます。ここに行く前に、設定人といいますが、議員さんの〇〇さんにちょうどお会いすることがありまして、ちょっとお会いしていただきまして、町が協力してくれというからそれはしょうが

ないっぺ、もう見なくていいよなんて言われて、本人は了解をしているように思いました。非常に荒れている土地で耕作の気配は見受けられなかったかどでございますが、これは現地へ行ったのは3月9日でございます。耕作をされていないんですが、今ちょっと畑が左側のほうに見えますが、この方は畑とそれから水田がございまして耕作をしておられます。懸念材料としては、ここにどういう、高さが見ていないんですよ、盛土は立方とかそういうのが出ているんですが、それはどのぐらいの高さになるのか俺には検討がつかなくて。それでもこれが風雨によって残土でございますから流れ出たり、それから風によって舞い上がったり、そういうようなことがないように耕作者が隣接におるものですから、その辺が懸念材料かなと思っておりまして見ました。ほかとしては懸念材料がないので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

職務代理

担当委員より調査結果の報告がございました。

議案第8号の1番について質疑等はございますでしょうか。

(「なし」の声)

なければ許可するということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

異議ありませんで、じゃ、議案第8号の1番の案件は許可といたします。

続きまして、議案第8号の2番について担当委員の阿部さん、調査報告をお願いしたいのですが、さっき始末書読まなかったよね、読みましたか。何かついていた。始末書と書いてあるんだけど。

じゃ、順番が逆になっちゃうんですけども、先に、じゃ、調査結果の報告をお願いします。

10番委員

じゃ、先でいいですか。

10番、〇〇地区担当の阿部です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告をいたします。

3月4日に現地調査を行いまして、申請人が遠方のため電話で確認をいたしました。申請地に住宅兼別荘を建てるということだそうです。場所なんですけれども、〇〇線の〇〇の信号を南側に約200mぐらい入った場所になります。申請地なんですけれども、現在は畑として耕作されています。申請地の周囲ですが、住宅が点在していて、南と西側は道路に面していて東側には住宅があり、また北側には農地がありますが、この農地は申請人の所有ですので問題はないと思われます。現在申請地には物置2棟が立っています。1棟は作業小屋になります。理由につきましては始末書のとおりになります。実行性については設計書、資金が確認でき、許可が下り次第着工するそうです。申請面積の妥当性については、面積が住宅を建てる面積としては大き過ぎると思われますが、2棟の建物があり、一部を駐車場用地にしたいと言っていることから、やむを得ないのではないかと思います。周辺農地への影響はありません。その他懸案事項は特にございません。

以上、よろしく審議をお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。

担当委員さんより調査結果の報告がありましたが、質疑の前に始末書をお願

いします。

事務局 申し訳ありません、そうしましたら始末書読み上げます。
◇（始末書、朗読）
以上です。

職務代理 ありがとうございます。
進行がちょっと前後して申し訳ございませんでした。
それでは、議案第8号2番について質疑等ございますでしょうか。

6番委員 申請書の書き方で、貸付人の〇〇さんと、借受人の〇〇さんは同一人物ですか。

職務代理 名前が同じになると思うんですけども、説明お願いします。

事務局 同じ方です。

6番委員 これ権利は使用貸借なんですけれども、こういうふうに書くものなんですか。

事務局 今後建築した後の建物の登記をする都合でお2人の名前で登記したいということなので、このようになったと思います。
以上です。

職務代理 よろしいでしょうか。
あと、すみません、質疑がある方は番号と名前を最初に言っていただくようお願いいたします。
特になければ議案第8号2番の案件を許可としてよろしいでしょうか。
（「はい」の声）
それでは許可といたします。
ここで議長を戻します。お世話になりました。
（議長交代）

議 長 これより、議長を務めさせていただきます。
議案第9号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）事務局に説明を願います。

事務局 7ページをお開きください。
議案第9号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
別紙記入事件3件。
次のページをお開きください。
農用地利用集積計画概要でございます。
田の使用貸借の通年959㎡、畑の使用貸借の通年2,891㎡、利用権存

続期間は田の10年959㎡、畑の10年2,891㎡、田と畑の合計は3,850㎡です。貸手は3戸、借手も3戸でございます。

9ページに総括表がございますのでご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしくお願いいたします。

議長 ご説明いただきました。
ただいまのご説明に対し、皆様のほうからご意見、質疑ありましたらお願いいたします。
（「なし」の声）
ないようですので承認でよろしいでしょうか。
議案第9号は承認といたします。
続きまして、議案第10号 農地に該当しないことの証明願についてを事務局より説明がございます。

事務局 資料10ページをお開きください。
議案第10号 農地に該当しないことの証明願について。
農地法の運用についての規定に基づき証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する農地でないことの判断を求める。
1. 別紙調書に記載のとおり、次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上よろしくお願いいたします。

議長 ご説明がございました。
これにつきましても担当地区委員さんに現地の確認をお願いしてございます。
番号1番の調査報告をお願いいたします。

3番委員 3番、〇〇地区担当の内海です。
現地は〇〇線〇〇信号から南へ山の方角に1kmほど入った場所にあります。3月2日、現地確認後、申請者〇〇さんにいろいろ話をお聞きしました。もう既に20年以上前から非農地化されているということであります。現地の様子からしますと、周りはもうかなり山林化しておりまして、近くに果樹園等もあったんですけれども、これも動物の被害がすごくてもうどうしようもない状況ということです。そんなわけで、なかなかこれを農地に復活するのは非常に難しいと思います。なお、申請の代理人の方が〇〇の方がおるんですけれども、そこに今後、これをもし所有することになった場合何を使いますかということをお聞きしたんですが、一応資材置場にしたいということのようです。でも、今のままではなかなか使えないので、取りあえず許可が下りてからと考えるという状況でした。

以上、現状報告ですけれども審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 担当委員さん、内海さん、ありがとうございました。

非農地判定をしてくれということでございますし、その後の使用も少し計画があるようです。そこを踏まえながらも皆さんのご質疑、ご意見いただければと思います。

（「なし」の声）

質疑がないようですので承認という形でよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議案１０号の１番は承認といたします。

続きまして、議案第１０号の２番、非農地関係の案件でございますが、担当委員さんの報告をお願いいたします。

８番委員

８番、〇〇地区担当の中島です。

農地に該当しないことの証明願に関わる調査結果について報告します。

申請地は〇〇線を〇〇に入ります。〇〇の住宅街というか〇〇ですか、〇〇と右上の〇〇線にあります。それが〇〇線なんですけれども、それと〇〇の間です。３月８日、事務局の方と現地調査を行いました。現地は既に杉林になっておりました。また、そこまで行く道もちょっと不明瞭で農地に復元することも困難かと思われます。その他想定される事案はありません。

２筆とも全く同じような状態なのでまとめてよろしく申し上げます。

議 長

今、中島委員から報告ありました。２筆ということですが一括で同じような状況ということで許可してしまいましたが、皆様のほうからこれにつきましてご意見、それから質疑ありましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

それでは、非農地として承認していただくことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

議案第１０号の２番は承認といたします。

次に、５番の協議事項、報告事項に入ります。

（１）農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局より説明がございます。

事務局

１２ページをお開きください。

報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出について。

次のとおり届出を受理しましたので報告いたします。

◇（議案書・番号１、朗読説明）

以上よろしく申し上げます。

議 長

ご説明いただきました。

ただいまの説明から質疑、それからご意見ありましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

ないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

ただいまの案件は承認といたします。

続いて、（２）令和６年度最適化活動の目標の設定（案）についてでございますが、事務局より説明がございます。

事務局	お世話になります。事務局のほうからご案内申し上げます。 お手元に別刷りで令和6年度最適化活動の目標の設定等ということでご案内差し上げました。今回、案でございます。4月10日に審議をするんですが、その前にネットワーク機構である群馬県農業会議に確認を求め、内容等を群馬県に同意を得た上で審議ということになりますので、今回あくまでも案でございます。 同内容、ローマ数字の2から最適化活動の成果目標を示されておりますので、ほぼほぼ例年どおりの集積等、遊休農地解消、新規参入等の促進が主な項目ですが、事務局案として皆さんにお示しさせていただきました。 具体的なものとしては、今日も提出いただきましたけれども、日誌への記入回数とか活動日数になるんですが、例年同様とさせていただきます。あくまでも今回案なので、今回報告をしていただいて4月に決定したいと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上です。
議長	ご説明いただきました。皆様のほうからご要望、それとかご意見とか、こうしたほうがいいんじゃないかとかいうような何かありましたらお願いいたします。 （「なし」の声） なければ次に進みます。 皆様のほうで協議事項、報告事項がある場合は挙手をしてお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。ございませんか。 （「なし」の声） それでは6番のほうに移らせていただきます。 その他でございます。 これにつきましても皆様のほうから何かございましたらお願いいたします。 すみません、じゃ、私のほうからよろしいでしょうか。 1番の櫛渕武重です。 地域計画のアンケートのところが配られまして、私のところに電話が1本、あと3人ぐらいの方から、これはどういうんだろうとかいろいろお電話をいただいたり声かけしていただいたものがございます。皆様のところにも当然のことながら、これどういう意味だろう、こんなこと書けやしないぞというようなことがあるかと思うんですが、それを非常に国から言われていることなので、柔軟に対応していただければと。 それから、もしそこであれだったら事務局対応できますよね。そういうふうには申し上げて、農業委員会のほうに、事務局のほうにもしあれだったら、ここにやってくると聞けるんじゃないかとか、そういう柔軟な対応をお願いできればと思っております。これについて事務局のほうで何かございますか。まだそういう連絡とかそういうのはいただいているんですか。
事務局	では、ご報告とお願いを申し上げます。 木曜日に郵便のほうでのご案内していたアンケートのほうを提出させていただきました。もう既にかかなりの件数問合せ等いただいて、今日の午前中についても実際にはどこか分からないとかそういうお問合せをいただいております。あくまでも今回意向の調査なので、全体的にはおおむねどの辺りの農地につい

ては今後どう耕作していくか、希望があるかというのを書いてくださいというふうにご案内させていただいて、分からないよというものについては一応ご案内等させていただいていますので、そのような対応はさせていただいておりますので、ぜひ見えられる前に1本事務局に電話いただいてから、事務局も手薄なものですから、いるのを確認していただいて見えていただくほうがスムーズにご案内できるのかなと考えております。なるべく対応したいと思いますので、皆さんについてもご協力をお願いいただければと思います。

一応、この後のスケジュールには、調査と集計通して来年度の7月頃から各地域で協議の場というのを設けて、皆さんのお話し合いにより今後の方向性自体、しっかり地域ごとの方向性なりをまとめていけという指導でございますので、その段でも確実なご協力をいただければと思います。

以上です。

議 長 いいでしょうか。

そのあたりの中で、1筆ごとの自分で地番の、それから農地のある場所は分かるんだけど、地番が分からないもので非常に困っていて、これ何で調べたらいいんだかなというようなご相談もいただいたんです。その辺はやっぱりどうしたものかな。税務課行ってという話もできないでしょう、お金かかるし。

事務局 自分の言い方が申し訳ないんですが、ご自分の資産なのでこれを機会にご確認していただいたほうがいいと思います、正直。私、その業務長いものですからよくご相談受けることもあるんですが、相続もこの後、義務化になります。それについてはなるべくご自身で把握していただいて、この地域計画というのについても、本来であればどの農地についてどう生かしていくか、どの農地については比較的合理的な経営ができる、できづらいかというような話が進むのであればそれから外していく。要はそういうことも必要になろうかと思います。

なり手、担い手も少なくなるので、全部の農地を生かすということは大変難しい時代になると思います。その辺も含めてできる限りご協力はしたいと思いますが、ご自身でやっぱりあれしないと次の世代に任せるのに難しいものがあると思いますので、ぜひその辺、きつい言い方かもしれないですけども、ご確認していただいて把握をお願いできればと思います。お願いします。

農業委員会業務としてはなるべくご協力はしたいとは思いますが、何せご自身のことですので、ご自身でも努力していただくことをお願い申し上げます。

以上です。

議 長 事務局から大変冷たいお言葉をいただきました。

皆様のほうからご意見、それから何かございましたらお願いいたします。

15番委員 15番、原澤です。

今、自分でやれというお言葉ですが、このアンケートはあくまでも協力してもらおう。義務ですか、協力ですか。

事務局 じゃ、着座ですみません。

私がちょっと個人的に思う部分もあるんですけども、行政が勝手に今まで決めた計画が多かったんだと思うんですよ。一つは確認していただきたいとい

うことを言ったんですけれども、本来であれば地域で皆さんでこの農地をどう生かして、どう保全するかというのを皆さんで考えないと、やはり国は、もっと冷たいですから、その辺、当然農家の方に農務については農業委員会や農家さんの団体の支援する団体ですから支援することは必要かと思えますけれども、皆さんで一緒になって今後計画をつくりましょうということは一番の主眼のところだと思えますので、義務というか皆さんで協力しましょうという意味合いになろうかと思うんですけれども、ちょっと語弊があって大変失礼な言い方したかもしれないんですけれども、ご協力のほうを、皆さんで今後どうしていくのかというのを考えられればと思います。

以上です。

15番委員 確かにそのとおりだと思うんですが、あんまり自分でやれ、これもお前が調べろというのはあくまでもこれはアンケートですから誰も協力しなくなると思えますよね、そういう言い方すると。もっと下手に出ていいかと、言い方悪いんですけれども、お願いという形で本当にちょっと。

事務局 そうですね、語弊がありました。

まずは、皆さんがどう思っているのかというのを正直、多分把握していなかったと思うんです、今まで。皆さんで皆さんの地域でこの方はもっと頑張れるのか、もしくは、いやちょっともう厳しいだろうというのを皆さんで正直に手を出し合って、今まで色塗りとかを皆さんの希望を聞いて書いたことってほとんど多分、今までの計画の中でなかったと思うんです。一例が多分農業振興地域だったり町と県で考えて。当然税金を考慮して基盤整備をしたところに当たっては町としても県としても農業専業地域にしない、農用地にしないというのは当然なんですけれども、そうではないところも緑色の色で塗って押さえた部分もあると思います。

その辺どう生かして、その地域の力がどれくらいあるのかというのをはかるのを、皆さんの意向を聞いて今後進めましょうということでございますので、その辺はこの次の段階でどう色塗りされるか、どう皆さんが希望されているかというのをはっきり、なるべく把握したほうがいい計画につながるのは当然だと思います。

その辺について私説明を、はしょってちょっと乱暴な言い方しまして大変申し訳ありませんでしたが、皆さんでその辺のところ、農業委員さん、推進委員さんも随分、多分2年やられたところですけれども、感じられたところもあると思いますので、その辺を上手にすくい取って、守るべき農地、皆さんで協力してできる農業、もしくは進められる農業というのを目指すためには、皆さんの農地の所有者の方の意向をすくい上げたいというところが現実でございますので、その辺ご理解いただければと思います。

以上です。

議長 どうぞ。

10番委員 10番の阿部です。

今のアンケートの件でちょっと細かい質問になりますけれども、ちょっと聞きたいことがありまして、アンケートの中に農地の売却を選んだ場合に、その

売却価格がどのぐらいかという書く欄があったと思うんですけども、その売却価格についてはちょっと漠然としていまして、例えば町のほうでこの地区は10a当たりこのぐらいとかという何か基準みたいなものがあるのかどうかということをちょっと聞きたいと思いまして、よろしくお願いします。

事務局

すみません、正直言ってこれだけ広大な農地をどこがどの辺り10a当たり幾らだというのは正直言って大変出すのが難しいと思います。私も固定資産税で土地、随分長くやらせていただいたんですけども、国ですら多分固定資産税の評価額掛ける十何倍とか、8倍とかというのを、相続税倍率といって相続の算定の価格にしているんです。ある意味その辺が目安にはなるかとは思いますが、ただ、その価格についても多分融資というとおかしいですけども、もう30年ぐらい価格なんてほとんど変わっていないんです、農地については。だから、その辺については正直言って出すの難しいと思います。

逆に、皆さんのほうで大体うちどものところの価格が幾らぐらいで取引されているかというのが逆に分かれば、逆に入れてもらいたいところです。幾らぐらいで本当は動いているのかというのは私どもも累計として、多分この3条だとかの取引とかで出ている分は集計とかもさせていただいていますけれども、詳細は各地域のを出すのは大変難しいので、それが必ず合っているともちょっと私個人的には疑問に思っていますので、もしそういうことで本当に希望があるのであれば、その辺を勘案した上で書いていただくか、実際にはどのぐらいなのか聞いていただいて、私どもも確実な数字というのは把握していませんけれども、それでもよければこのぐらいですかねというお話はできるかもしれないですけども、売却価格についてはそういうようなところになってしまうと思われます。

以上です。すみません、説明にならなくて申し訳ないです。

10番委員

そうしたらあれですか、分からない場合は空欄で提出すればいいといいことで解釈してもいいですか。

事務局

あくまで今回、あれ国のほとんどスタイルなんです、お願いの文章ほとんどいじっていないんです。ただ、あまり個人的には私もちょこっといじっているんですけども、難しい意味に捉えてほしくなかったため、最初国のほうは意向調査をなさいという言い方をしていたんです。ただ、それだと実際にはどのぐらいのものなのかって分かりづらいので、あくまでも今後の農業経営する上での皆さんの考え方とか、ここの農地についてはまだしばらく頑張れるかなとか、いや、ここはちょっと先に減らしちゃう部分に当たるかなというのを気軽に書いてもらったほうが、逆に反映、皆さんの意向をすくえるのかなと思ったものですから、アンケートという表示に取り替えさせてもらったところもあるんです。

ですから、その辺については現段階での、10年後までやれるかどうかというのを基準にその辺書いていただくでもやむを得ないと思いますし、売却価格だとか国のほうはそういうのを求めたがっていますけれども、その辺については空欄もしくは分からないところは抜いてしまってもやむを得ないと思います。

基本的には空欄、例えば意向調査で今後できるか、できないかというような

ところの部分についてはご自身でやるという解釈で色塗りをしていかないと、例えばその部分で補助金を受けたいよとか、その方が何かの補助金を受けたいよという場合に受けられないような話になるような話も出てきていますので、最終的にはそういう部分についてはご自身でやられるという意向の方向で色塗りをしていくことをしなくちゃいけないようです。その辺についてはまた来年度末に向けて動向を見ながらそういう計画をつくっていく必要があるのかなと考えています。

ちょっと一般論みたいな言い方させてもらって申し訳ないんですけども、国とか農業委員会の上の団体、農業会議所についても随分表現の仕方が揺れがあるのは、もしかしたら皆さん日本農業新聞ご覧になっていただいても感じられていると思います。その辺どういう決着をつけるのかもはっきり言って、私も読み取れない部分もありますので、その辺については皆さんの意見を、一番取り扱っているのは農業委員さん、推進委員さんですから、その辺の皆さんの意見を聞きながら、使いやすい、次のステップに向けるための計画の色塗りができればと考えています。

ちょっと回答になるような、ならないような話で申し訳ないんですけども、その旨ご理解いただければと思います。

議長

阿部さん、いかがでしょうか、よろしいですか。

局長、大丈夫でしょうか。

じゃ、これ、私の私見なんですけれども、ただいまの阿部さんに参考になるかどうか分かりませんが、結局、いろんな境遇によってその価格が違うと思うんですよ、路線価もあったり、へんぴなところであったりすれば。そこを必要な方が買っていただければそれなりに上がるんですけれども。今は農地の値段が非常に下がっているというか、あれでかえって太陽光なんか事業計画持っている方のほうが高く買ってくれるんじゃないでしょうか。

それで、こういう俺も全然どういうものが評価になっているかなと思って考えておったんですけども、結局こういうものを算定にし得る、しょうがないかなと思って俺も考えております。この中でやっぱり無償移転とか本当に少しの金額で包み金ぐらいでも農地は動いておりますし、そういう意味で言うところここに幾らというあれが入れられないのかなという感じはしています。

それから、これに関して質問いただいた中に、やっぱりかなり厳しいご意見をいただきました。中山間地、直接払いでその仲間が入っているから、やっぱりその仲間に入っていて荒してしまうわけも、いけない、今も上から、こんなものつukらないほうがいいという人がいまして、もうこれがなくなったら俺はよすんだなんていってそういうご意見もいただきましたし。だから、かなりそういうふうやって幅広く皆さんのところにも事によったらご意見が寄るかもしれないので、先ほど言ったように非常に固定観念ではなくて柔軟に、あんまり相手を刺激しないようにひとつお願いできればということを申し上げたかったのでございます。

私の私見でございまして、今のはあんまり議事録に載せたくないですが。

以上です。

ほかに皆様のほうから聞きたいこと、ご質疑あったらお願いいたします。

事務局

最後に、地域計画の話について、正直言って私もどういうふうにするべきな

のか悩んだところも大分ありますので、こういう場があって、来年度になりましたら皆さんの意見を聞ける場、まず地域の意見を聞く前に農業委員さん同士でこういう意見が聞ける場所みたいな、推進委員さんと呼んで、どういうふうに考えているかというのを一回やっぱり検証しなくてはいけないのかなと考えているところです。

今のところはまずは農業者の方の意向を聞いて、その中でそれを集約していく、それについてはぼんやりでも、はっきり明確なビジョンを持った方でも、それをそれぞれ聞くよりも仕方がないのかなというところもございますので、ちょっときつい言い方しましたが、その旨、皆さんにご協力お願いしていただくようにお伝えいただければと思います。

すみません、言い方ころころ変えちゃって申し訳ないんですけども、よろしくお願いします。

議 長 ただいまの件でもよろしいですし、ほかに皆様のほうから何かご提案ありましたらお願いいたします。

（「なし」の声）

事務局、何かございますか。

事務局 特にございません。

議 長 では締めてよろしいでしょうか。

以上で議事・報告事項の全てを終了いたします。

閉 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後２時４０分〕